

全国及び秋田県の市町村数の変遷

年 月	全 国				秋 田 県				備 考
	市	町	村	計	市	町	村	計	
明治 21 年		(71,314)		71,314		309	936	1,245	(注)
<p>「明治の合併」 近代的地方自治制度である「市制町村制」の施行に伴い、行政上の目的(教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理)に合った規模と自治体としての町村の単位(江戸時代から引き継がれた自然集落)との隔たりをなくすために、町村合併標準提示(明治21年6月13日 内務大臣訓令第352号)に基づき、約300~500戸を標準規模として全国的に行われた町村合併。結果として、町村数は約5分の1に。</p>									
22 年	39	(15,820)		15,859	1	14	222	237	●市制町村制施行(明治21年4月17日 法律第1号)
昭和 22 年 8 月	210	1,784	8,511	10,505	2	50	172	224	●地方自治法施行(昭和22年5月3日 法律第67号)
28 年 9 月	285	1,970	7,640	9,895	4	50	170	224	
28 年 10 月	286	1,966	7,616	9,868	4	51	169	224	●町村合併促進法施行(昭和28年10月1日 法律第258号)
<p>「昭和の合併」 戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のためには規模の合理化が必要とされた。昭和28年の町村合併促進法(第3条「町村はおおむね、8,000人以上の住民の規模を有するのを標準」)及びこれに続く昭和31年の新市町村建設促進法により、「町村数を約3分の1に減少させることを目的」とする町村合併促進基本計画(昭和28年10月30日閣議決定)の達成を図ったもの。約8,000人という数字は、新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口。昭和28年から36年までに、市町村数はほぼ3分の1に。</p>									
30 年 10 月					8	42	50	100	
31 年 4 月	495	1,870	2,303	4,668					●新市町村建設促進法施行(昭和31年6月30日 法律第164号)
31 年 9 月	498	1,903	1,574	3,975	8	39	27	74	●町村合併促進法失効(昭和31年9月30日)
32 年 4 月					8	39	26	73	
36 年 6 月	556	1,935	981	3,472	8	40	24	72	●新市町村建設促進法一部失効(昭和36年6月29日)
37 年 10 月	558	1,982	913	3,453					●市の合併の特例に関する法律施行(昭和37年5月10日 法律第118号)
39 年 10 月					8	42	23	73	37.9山本町制、38.11藤里町制、39.10大潟村誕生
40 年 4 月	560	2,005	827	3,392					●市町村の合併の特例に関する法律施行(昭和40年3月29日 法律第6号)
45 年 4 月	564	2,027	689	3,280	8	45	19	72	40.9八竜町制、42.12花矢町が大館市に編入 44.4太田町制、協和町制、45.4大内町制
47 年 4 月					9	44	16	69	45.11若美町制、47.4雄和町制、鹿角市誕生(4町村合併)
50 年 4 月	643	1,974	640	3,257	9	47	13	69	●市町村の合併の特例に関する法律の一部改正法施行(昭和50年3月28日 法律第5号) 49.4東由利町制、仙北町制、49.6井川町制
60 年 4 月	651	2,001	601	3,253	9	49	11	69	●市町村の合併の特例に関する法律の一部改正法施行(昭和60年3月30日 法律第14号) 50.9西目町制、55.11鳥海町制
61 年 4 月	651	2,006	596	3,253	9	50	10	69	61.3千畑町制
平成 7 年 4 月	663	1,994	577	3,234					●市町村の合併の特例に関する法律の一部改正法施行(平成7年3月29日 法律第50号)
11 年 4 月	671	1,990	568	3,229					●地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一部施行(平成11年7月16日 法律第87号)
14 年 4 月	675	1,981	562	3,218					●地方自治法等の一部を改正する法律一部施行(平成14年3月30日 法律第4号)
16 年 5 月	695	1,872	533	3,100					●市町村の合併の特例に関する法律の一部改正法施行(平成16年5月26日 法律第58号)
16 年 11 月					9	49	9	67	16.11美郷町誕生(3町村合併)
17 年 1 月					9	47	9	65	17.1河辺町及び雄和町が秋田市に編入
17 年 4 月	739	1,317	339	2,395	11	24	7	42	●市町村の合併の特例等に関する法律施行(平成16年5月26日 法律第59号) 17.3男鹿市(2市町合併)、湯沢市(4市町村合併)、由利本荘市(8市町合併)、潟上市(3町合併)、大仙市(8市町村合併)、北秋田市(4町合併)誕生
17 年 6 月					11	22	7	40	17.6比内町及び田代町が大館市に編入
17 年 9 月					12	20	6	38	17.9仙北市誕生(3町村合併)
17 年 10 月					13	12	4	29	17.10横手市(8市町村合併)、にかほ市(3町合併)誕生
18 年 3 月	777	846	198	1,821	13	9	3	25	●市町村の合併の特例に関する法律経過措置終了 18.3三種町(3町合併)、能代市(2市町合併)、八峰町(2町村合併)誕生
20 年 3 月	783	817	195	1,795					(予定)
20 年 7 月	783	812	193	1,788					(予定)

(注) 明治21年の欄に記載している秋田県の市町村数は、明治19年9月27日の内務省「秋田県各郡町村便覧」の数字である。